

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価改正等について

平成30年10月1日改正

【主な改正点】

介護予防訪問介護相当サービス

(1) 生活機能向上連携加算について

現 行	改 定 後
生活機能向上連携加算 100 単位/月	生活機能向上連携加算 (I) 100 単位/月(新設)
	生活機能向上連携加算 (II) 200 単位/月

算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

(2) 同一建物減算における算定要件等の変更について

建物の範囲について、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

(3) 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について

介護予防訪問介護相当サービスにおいても従事することを可能とする。ただし、身体介護に従事した場合はサービス費を算定できない。

(4) サービス提供責任者の役割や任用要件等について

国の地域支援事業実施要綱のとおりとする。

介護予防通所介護相当サービス

(1) 生活機能向上連携加算の新設について

現 行	改 定 後
なし	生活機能向上連携加算 200 単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位/月

算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

(2) 栄養スクリーニング加算の新設について

現 行	➔	改 定 後
なし		栄養スクリーニング加算 5 単位/回 ※ 6 か月に 1 回を限度とする

算定要件については、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

(3) 機能訓練指導員の対象資格について

対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても同様とする。

(4) 栄養改善加算の算定要件等について

現行の算定要件	➔	改定後の算定要件
当該事業所の管理栄養士 1 名以上の配置		当該事業所の管理栄養士、又は外部との連携により 1 名以上の管理栄養士の配置

※ 10 月から介護予防通所介護相当サービスの生活機能向上連携加算を新たに算定する事業者は、加算の届出を 10 月 1 日（月）までに提出してください。